

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	下岸本 (下岸本町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田地帯であり、平均区画面積は 23a。圃場整備事業は昭和57年に完了。
- ・耕地面積のうち、水稻4.4ha、小麦約2.3ha、大豆約 0.3haを作付けしている。
- ・昭和61年に集落営農組織結成
- ・農業主体者の高齢化と共に後継者が無く、現在の営農組合の存続も危ぶまれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

複数の経営体が農地の受け手として候補に挙がった。候補者とも相談した結果、山崎氏を農地の受け手として集積集約化を図る。将来的には、中心経営体として下岸本町の農地を担ってもらう方針である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
第1段階として5年後迄に貸し付ける:5.0ha 第2段階の貸付けを5年後に明確にする:1.7ha
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として、農地中間管理機構の活用を基本に推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状圃場の維持管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内での人材確保は困難であるため、地域外からの人材を受け入れを行い、人手不足に対応する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
小型ヘリコプターによる防除作業への移行を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③小型ヘリコプターによる防除作業への移行。
- ⑦農業用用水路等の維持管理は農地所有者が中心となって行う。